

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則8 1 2（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則8 1 2（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日
人企 5 3 2）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は
、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第15条関係 この条の規定による閲覧に当たっては、名簿管理者は、名簿に記載されている事項に <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u> に規定する個人情報が含まれることを踏ま	第15条関係 この条の規定による閲覧に当たっては、名簿管理者は、名簿に記載されている事項に <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第2項</u> に規定する個人情報が

<p>え、受験者、任命権者その他の関係者に応じて、閲覧の範囲を適当な範囲に限るものとする。</p>	<p>含まれることを踏まえ、受験者、任命権者その他の関係者に応じて、閲覧の範囲を適当な範囲に限るものとする。</p>
---	--

以 上